

## 体験型小売業における事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例

令和3年1月20日作成

令和4年5月19日改訂

令和4年10月28日改訂

令和5年3月10日改訂

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

このガイドラインの対象は、体験を伴う販売であり、固定店舗あるいは移動店舗において体験方式で商品の機能や特徴を説明して販売を行う事業形態を有する業種とする。

営業者は、施設の規模やデモンストレーションの形態を十分に踏まえ、スタッフやお客様への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

感染拡大防止に当たっては次の事項に留意する。

- ・ 3つの密（密閉、密集、密接）を生じさせる可能性がある大人数が集まり大声を出すような行為は行わないこと。また、お客様にも、人と人との距離を確保し、会話は控えるよう要請・掲示すること。
- ・ デモンストレーション用機器、いす、ドアノブなど高頻度接触部位については特に注意し、アルコール消毒又は次亜塩素酸ナトリウム等による消毒を行う。消毒の方法は、別紙資料を参考にすること。
- ・ 施設内の換気の状態を確認し、空気の滞留が生じないよう意図的に空気の流れを作る。
- ・ 人と人との距離を十分に保てるようデモンストレーション機器や説明会場の座席を配置する。
- ・ 地域において感染拡大が報告された場合には、対応を強化する必要がある。

### 1 マスクの着用 令和5年3月13日から適用

- ・ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものですが、営業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは可能です。

マスクの着用は場面に応じて適切に選択しましょう。

従業員のマスクの着用は、従業員の感染防止とお客様を守ることにもつながります。

マスクの着用を推奨する場面等、店舗の感染対策の内容を掲示しましょう。

<従業員がマスクを着用する場面の例>

- ・ 一定時間以上の会話や近い距離での接客

<お客様にマスクの着用を推奨する場面の例>

- ・ 換気が十分にできない場面
- ・ 混雑した場面
- ・ 大声を出す場面
- ・ 重症化リスクの高い方がいる場面 など

### 2 お客様への対応

(1) お客様に対する検温を実施するとともに、以下に該当する者の入場制限を実施する。

- ・ 来店前に検温を行い、37.5度以上の発熱がある場合

・息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

- (2) 咳エチケット、、手洗い・手指のアルコール消毒の徹底を促す。アルコール消毒には、エタノール濃度 70%以上のものを使用するまた、人と人との距離（フィジカルディスタンス）を確保し、会話は控えていただくよう要請・掲示する。
- (3) 高頻度接触部位（デモンストレーション機器、ドアノブ等）においては、お客様の入れ替わりごとにアルコール又は次亜塩素酸ナトリウム溶液による消毒を行う。
- (4) デモンストレーション用機器の間は、十分な高さの亚克力板等を設置するか、最低 1メートルの距離を確保できるように設置する。また、お客様を案内するときは、1席おきに案内することが望ましい。
- (5) 教室形式で実施する場合は、人と人との距離を最低 1メートル確保する。
- (6) 雰囲気盛り上げるために行う行為は基本的に行わず、商品説明は短時間で行い、パネルや文書による説明とすることが望ましい。
- (7) 入場時及び退場時に、密にならないようスタッフが誘導する。
- (8) パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。

### 3 スタッフの感染予防対策

- (1) スタッフに対して、毎日出勤前又は出勤時に検温や健康記録を徹底し、37.5 度以上の発熱があった場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状があった場合は、必要に応じてかかりつけ医の受診を促すとともに、診断結果を記録する。また、自宅待機とする。
- (2) 従事中は、手洗い・手指の消毒（アルコール消毒）を徹底して実施する。
- (3) スタッフの事務室、休憩場所等も席の間隔を開ける、亚克力板等で仕切るなど、飛沫感染対策を行うとともに、室内の換気を行う。

### 4 デモンストレーションに当たって実施する対策

- (1) お客様の来店時に検温、体調の確認を行うとともに、手指消毒の実施をお願いする。
- (2) 直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- (3) 人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。また、室内で近距離での会話、大きな声を出さないよう要請する。
- (4) お客様に説明する場合は対面とならないような位置で、フィジカルディスタンスを確保して行う。教室形式で説明する場合は最前列と説明者の間を 1～2 m 以上確保するか、亚克力板等で仕切るなど、フィジカルディスタンスを確保する。
- (5) 換気扇を起動することに加え、出入口又は窓の開放により十分な換気を行う。出入口又は窓の開放による換気の場合は、30分に1回以上行う。加えて、お客様の入れ替わりの際にも換気を行う。

### 5 施設管理

店舗内では、以下の事項を徹底する。

- (1) 高頻度接触部位（デモンストレーション機器、ドアノブ等）においては、お客様の入れ替

わりごとにアルコール又は次亜塩素酸ナトリウム溶液等による消毒を行う。

- (2) 受付においては、スタッフとお客様とともに咳エチケットを実践しましょう。会員カードや金銭の受け渡し後は手指消毒を行う。
- (3) 飲食物を提供する場合は、対面とならないようするほか、最低1メートル（できるだけ2メートルを目安に）の間隔をあけて座席を配置する。又はアクリル板等で遮蔽する。
- (4) 鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密封してしぼる。
- (5) 清掃やゴミの廃棄を行う者は、ゴミ出し後、必ず石鹸と流水で手洗いする。
- (6) トイレ内の便座、ドアノブ、水洗レバー、洗面台の水栓などは、清拭消毒を行う。手洗いは、ペーパータオルを活用する。ハンドドライヤーを使用する場合は、定期的な清掃や消毒をする。
- (7) 営業終了後は、十分に換気を行いながら、清掃及び消毒を行う。

## 6 緊急時の対応

- (1) スタッフやお客様が体調不良を訴えた場合、以下のとおり対応する。
  - ・速やかに別室へ隔離を行う。
  - ・対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
  - ・感染が疑われる者が確認された部屋の換気及び消毒を行う。
  - ・体調不良者のかかりつけ医へ連絡し、指示を仰ぐ。かかりつけ医がない場合は、受診相談センターへ連絡する。
  - ・症状が重篤な場合は、かかりつけ医又は保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。

### <参考>換気方法の例（「外食業の事業継続のためのガイドライン Q&A」抜粋）

Q10 「換気設備が不十分な店舗や個室を使用する場合には、十分な換気を行う。」とありますが、具体的な方法を教えてください。

A 施設の換気については、厚生労働省作成「「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考にしてください。

- ・機械換気がある場合は、常時運転するなど適切に稼働させ、徹底した換気を行う。また、必要に応じて、換気設備のフィルターの清掃等を行う。
- ・機械換気がない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保する。窓が一つしかない場合は、ドア等を開ける。
- ・換気が十分でないおそれがある場合は、CO2センサーの使用等により、換気状況の把握に努める。
- ・窓開けによる換気を行う場合は、夏期・冬期は、室温及び相対湿度に十分留意し、室温及び相対湿度を維持しようとする際に窓が十分に開けられない場合は、窓の開放と併せて HEPA フィルター付きのろ過式の空気清浄機や加湿器などの使用を検討すること。

（参考）「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>